

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和 7 年 10 月 23 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 の 7 第 1 項の規定に基づき、組合の管理者若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「職員等」という。)の組合に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 組合は、職員等の組合に対する損害を賠償する責任を、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額から、職員等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 173 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる職員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 管理者 6
- (2) 副管理者又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員 2
- (4) 職員 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。